資料4

議題４　学校現場の教材づくりにおける著作物の取り扱いについて（安城市提出）

市名	回答 （１）教材づくりにおける著作物の取り扱いについて
名古屋市	職員への資料配布、管理職からの注意喚起
豊橋市	本市においても、著作物の取り扱いについては管理職から教職員に対しての注意喚起にとどまっている。 日々の授業に使用している副教材（テストやドリル教材など）を素材として、自作のテストや自習プリントを作成することがあるが、副教材を購入する際に、業者に素材利用する旨の承諾を得ている。
岡崎市	・ICT等を活用した遠隔授業や授業配信、クラウド運用している授業支援ツールで著作物を使用した授業を行う際に本来必要となる許諾を、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に補償金を支払うことで、授業者が個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができるようにしている。
一宮市	○管理職を通じて以下のことを教職員に注意喚起する。 ・ライセンス契約をしたソフトを使用すること ・副教材として選定した会社のテキストのみを使用すること ○教員用ＷＥＢページにて著作物の取り扱い文書を掲載し、周知を図る。 ○各研修にて、たより・プリント等における著作物の取扱注意について学習する。 ・情報教育モラル研修、図書館司書研修、事務職員研修　など ○公的団体からの通知文などをもとに教職員の意識向上を図る。
瀬戸市	テストやプリント等の作成については、各校管理職を通じた注意喚起を行っている。授業においてICT機器が多く活用されていることから、ICTを利用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、SARTRASに登録している。
半田市	ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、補償金を支払うことで無許諾で著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）を行えるようにしている。
春日井市	市内教職員に資料を配付している。また、夏の研修会の各講座で教材を作成する際の注意事項について触れるようにしている。ただし、サートラスに補償金を払っているので、教材作成については心配ないことも伝えている。 授業で使う教材でないものを作成する場合（Web、保護者配布資料等）は、扱いが違うので、注意喚起をしてきた。特に、Webページへのイラスト掲載については「無料」と書かれていても、条件によって無料ではない場合もあるので、十分注意をするように、校長会議等で他県での事例を紹介し注意喚起をしている。
豊川市	一般財団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会との契約による。 令和６年度執行額　２，２９４，２５９円
津島市	授業目的公衆送信補償金を支払っている。
碧南市	碧南市でも、目立った対策ができていません。ただ、「授業目的公衆送信補償金制度」を利用しています。この制度を利用すると、教員が、著作物入りの教材を児童生徒のタブレットに配信できるようになります。ただし、補償金の支払いが必要で、小学生が1人年額120円、中学生が180円になります。
刈谷市	本市では、資料の配布と、教育委員会から校長に指示し管理職からの注意喚起を行っております。
豊田市	・各学校に通知を行い、著作物取り扱いの注意喚起をしている。 ※年度当初に「紙ドリル教材の使用について」、年度末に「卒業式で使われる歌の歌詞の使用について」、通年を通して「イラスト、音楽等の取り扱いについて」を周知。 ・授業については、授業目的公衆送信補償金を支払い、デジタル教科書等から一部抜粋した資料を電子送信ができるようにし、定期的に報告を行っている。 ・スクールロイヤーから出される著作権に関わる内容の文書を学校に通知している。
安城市	今は、教員の判断に任せており、規制はない状態である。しかし、教員が著作権について理解し、法を侵さないよう、研究グループを立ち上げた。
西尾市	次の3点について、学校現場に周知し、著作権法を遵守し違法な複製や公衆送信をすることがないように指導していただけるよう、依頼している。（令和６年３月１２日付け５西教学第８４６号） ○　著作権法では、学校用教材の無断複製・公衆送信は、教育目的であっても認められていないこと。 ○　学校用教材の見本は、適切な採用をするためのものであること。 ○　学校用教材は、「授業目的公衆送信保証金制度」の対象に当たらず、無断公衆送信は認められていないこと。
蒲郡市	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に小学生は一人１２０円、中学生は一人１８０円（ともに特支学級の子は半額）を払い、対応していただいている。（今年度ので２年目）
犬山市	SARTRASに補償金を支払っている。具体的なガイドラインはなく、管理職からの注意喚起に留まっている。昨年度は、市内教頭会議に弁護士を招聘し、著作権について研修を行った。
常滑市	資料の配付や管理職からの注意喚起をしている。サートラスの加入。
江南市	当市においては、職員に対して、管理職からの注意喚起にとどまっている。インターネットにおける著作物については、ＳＡＲＴＲＡＳに補償金を支払うことにより使用できる状態になっている。市独自のデータベース等は作成していない。
小牧市	教材等の作成における著作物の取扱いについて、本市でも管理職等からの注意喚起を行っている。また、法令研修を管理職向けに行っており、フリー素材であっても扱い際の注意点について各学校へ還元してもらっている。
稲沢市	教材等著作権保護委員会からの文書をもとに、ワーク、ドリル、テストなど学校用教材の著作権について周知し、著作権法を遵守するように指導している。
新城市	本市においても、資料の配付や管理職からの注意喚起による対策を基本としている。特に、教材等に関する資料をクラウド上に掲載する場合においては、市内教職員のみが閲覧できるものとし、掲載にあたっては管理職の承諾を得るようにしている。インターネットを経由しての著作物の取扱いについては、令和３年度よりＳＡＲＴＲＡＳへの申請をし、授業目的公衆送信補償金を市が一括して支払うことで、問題なく利用することができている。

議題４　学校現場の教材づくりにおける著作物の取り扱いについて（安城市提出）

市名	回答
	（１）教材づくりにおける著作物の取り扱いについて
東　海　市	・教頭会や教務会で著作権について確認し、各校の現職教員に適時注意喚起を行っている。 ・各校を巡回するICT支援員が教育現場での著作物の取り扱いの資料をまとめ、職員に周知している。今年度は、著作物のインターネットを通じた利用について周知している。
大　府　市	令和５年度から（一般社団法人）授業目的公衆送信補償金等管理協会（ＳＡＲＴＲＡＳ）に加入し、著作権についての研修も各学校で実施している。
知　多　市	継続的に指導している。具体的には、新転任者を対象とした研修の中で、副教材の無断複製の禁止や学校用教材見本の複製禁止について確認している。 また、知多市学校教育情報化推進委員会でも、資料を配布・周知している。
知　立　市	著作権については、知立市においても、県からの通知の配付や職員会における管理職からの注意喚起等に留まっている。市独自のデータベース構築は、現段階では予定していない。
尾 張 旭 市	本市でも職員への注意喚起にとどまっており、特定企業との契約などは行っていない。
高　浜　市	著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第３５条運用指針（令和３年（２０２１）年度版）」を各学校に周知し、各学校で指導をお願いしている。 「授業目的公衆送信補償金制度」へ登録し、公衆送信を認められている著作物を教材として使用する場合は、報告をするようになっている。
岩　倉　市	市独自のデータベースや契約・対策等はなし。
豊　明　市	Web上にあるイラスト等を安易に転用することのないように注意喚起し、必要があれば利用料を支払った上で利用するように周知している
日　進　市	校長会を通して著作権に関する資料等提示して、各校で教員が著作権に注意を払いながら教材づくりを行っている。
田　原　市	授業目的公衆送信補償金制度 教頭会議等で説明、研修
愛　西　市	教職員会の教務主任とICT担当者の各部会で、事務局から資料と説明
清　須　市	本市も提案市と同じく、教職員への資料配布や管理職からの注意喚起に留まっている。 また、タブレット端末を活用した授業において、著作権及び著作隣接権を侵害しないよう （一社）授業目的講習送信補償金等管理協会へ補償金を支払っている。
北名古屋市	教材づくりにおける著作物の取り扱いについて、本市では、年度当初の校長会において注意喚起を行い、各学校の職員に対して、資料の配付や管理職からの注意喚起に留まっている。
弥　富　市	学校現場については、著作権侵害についての注意喚起及び一般社団法人授業目的公衆送信保障金等管理協会（SARTRAS）に加入し、対策を講じています。
みよし市	各校において、夏季休業中の教職員研修にて、基本的な著作権について研修を行っている。 また、市内教員による教材づくりのアイデアをイントラネット上のフォルダで共有できるようにしているが、これらは丸ごと使用するものではなく、あくまでもアイデアの共有である（作者の権利を侵害しない）ことを周知している。
あ　ま　市	4月の市内校長会議にて、2024年3月1日付で教材等著作権保護委員会から発出された「ワーク、ドリル、テストなど学校用教材の著作権に関する学校への御指導のお願い」を配布し、教職員への周知徹底を図った。
長 久 手 市	著作権を侵害しないよう、学校用教材の著作権の通知を用いて、教職員へ周知をしています。